

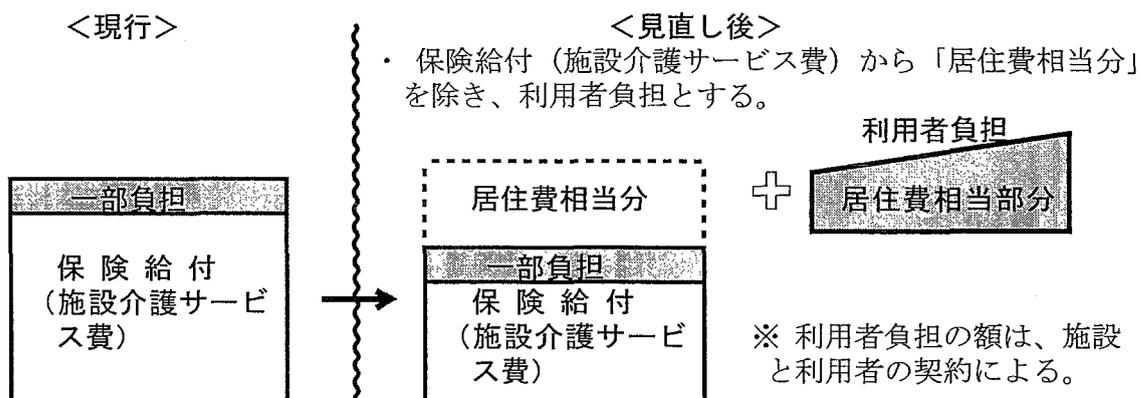
2. 施設給付等の見直しについて (平成17年10月1日施行)

施設給付等の見直しについて (平成17年10月1日施行)

- 介護保険法改正に伴い、介護保険施設等について、
- (1) 居住費及び食費を保険給付の対象外とするとともに、
 - (2) それに関連して介護報酬の見直しを行う。
 - (3) ただし、低所得者については、「負担上限額」を設定し、介護保険から一定の補足給付を行う。

1. 居住費について

- 介護保険施設入所者（短期入所を含む）について、「居住費相当分」を保険給付（施設介護サービス費）から控除し、利用者負担とする。

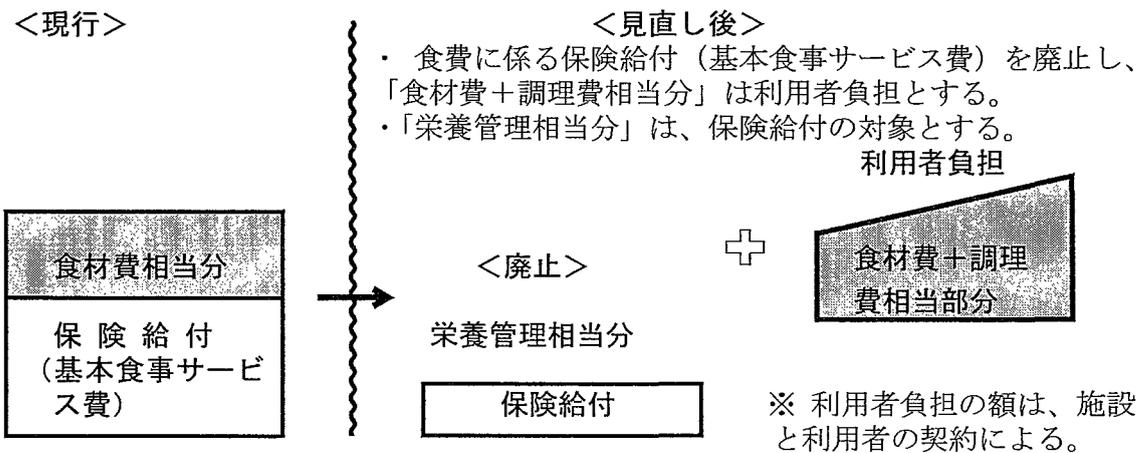


＜主な論点＞

- (1) 居住費負担については、施設入所における「居住環境の違い（個室、多床室など）」を考慮する必要があるのではないか。
 - ・ 「ユニット型個室」、「ユニット型準個室」、「従来型個室」、「多床室」
- (2) 介護施設の「従来型個室」については、現行の負担状況等を勘案して、経過措置などの配慮が必要ではないか。

2. 食費について

- 介護保険施設入所者（短期入所者を含む）の「食費」に係る保険給付（基本食事サービス費）及び通所サービスの「食事提供加算」を廃止し、これに伴い「食材費＋調理費相当分」は利用者負担とする。
- ただし、「栄養管理相当分」は、その在り方を見直した上で、保険給付の対象（「施設介護サービス費」に加算）とする。



＜主な論点＞

- (1) 「食費」に係る負担額についてどう考えるか。
- (2) 「栄養管理」を保険給付の対象とする場合、具体的にどのような点に配慮すべきか。

3. 利用者負担について

- 居住費及び食費に係る利用者負担額は、「利用者との施設の契約」によって決められる。これについては、適正な手続きの下での合意を確保する観点から、ガイドラインを策定する。
- 低所得者については負担上限額を設定し、介護保険から一定の「補足給付」（「特定入所者介護サービス費」の支給）を行う。

＜利用者負担の変化と補足給付の仕組み＞
補足給付の対象者

利用者の所得段階	第1段階 (生活保護受給者)	第2段階 (年金 80 万円以下)	第3段階 (年金 80 万円超 266 万円以下)	第4段階以上 (年金 266 万円超)
特養多床室ケース 利用者負担計	月 2.5万円 (現行と同じ)	月 3.7万円 (負担を軽減)	月 5.5万円 (負担上昇を抑制)	月 8.1万円※
従来の負担額	2.5万円	4.0万円	4.0万円	5.6万円
入所者割合	2.0%	2.5%	3.8%	1.6%

※ 第4段階以上の入所者の「居住費」と「食費」は、利用者との施設の契約によるため、ここでは標準的な負担額を示している。

(参考) 補足給付仕組み (例: 食費に係る負担)



＜主な論点＞

- (1) 低所得者対策として、「補足給付」の仕組みのほかに、きめ細かな対応を講じるべきではないか。
- (2) 利用者負担に関する「ガイドライン」を策定する場合に、どのような点に配慮すべきか。
- (3) 施設給付の見直しは、本年10月施行となっており、実施までの期間が短い。現場に混乱が生じないように、十分な対応が必要ではないか。

財政影響

○ 平成17年度予算ベース（平成17年10月施行）

- ・介護保険給付費 ▲1,300億円
（うち国費） ▲400億円

○ 平年度ベース

- ・介護保険給付費 ▲3,000億円 ▲5%
（うち国費） ▲1,000億円

- ・介護保険料（※）への影響 1月あたり 平均▲200円

※平成18～20年度の第3期事業運営期間ベースで計算した場合

主な論点（施設給付の見直し）について

I. 居住費について

＜主な論点＞

(1) 居住費負担については、施設入所における「居住環境の違い（個室、多床室など）」を考慮する必要があるのではないか。

1. 基本的な考え方

- 居住費負担については、施設入所における「居住環境の違い」を踏まえ、① ユニット型個室、② ユニット型準個室、③ 従来型個室、④ 多床室の「4類型」とし、以下の水準とすることが考えられる。

＜参考資料1, 2＞

①ユニット型個室	室料＋光熱水費相当	6万円／月・人
②ユニット型準個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
③従来型個室	室料＋光熱水費相当	5万円／月・人
④多床室	光熱水費相当	1万円／月・人

(注1) 上記の水準は、直近（平成16年9月）の介護保険施設の経営概況調査のデータや在宅の高齢者、居住系サービスを利用している高齢者の平均的な居住費負担のデータ等を総合的に勘案したもの。

(注2) 介護報酬の設定等にあたっては、以下の点に配慮する。

※1：ユニット型の介護老人福祉施設の報酬水準については、平成15年改定時に既に居住費用が一部控除されていることから、これを踏まえて水準を設定。

※2：介護老人福祉施設の従来型個室の報酬水準については、国庫補助金等相当額を勘案して設定。

※3：介護療養型医療施設に適用されていた、特別室料の支払いを求める場合の減算（＝療養環境減算）は、個室及び二人部屋については廃止。

※4：補足給付の創設に伴い、ユニット型の介護老人福祉施設の報酬に関する低所得者加算は廃止。

(参考) 国会審議の状況

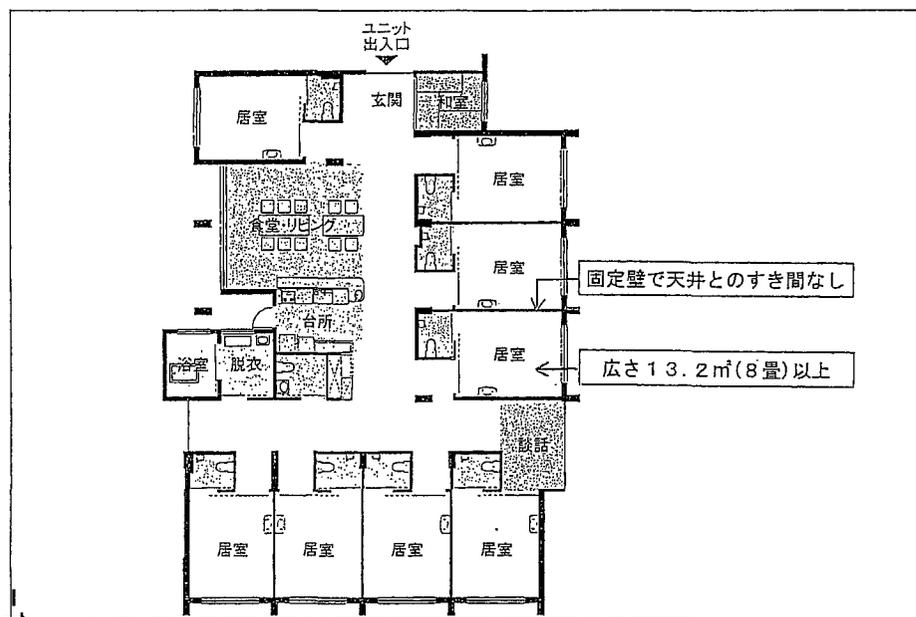
- 参・附帯決議

「介護保険三施設における食費及び居住費の徴収に関しては、これらの施設における居住環境の整備を図るとともに、入所者の所得、施設の居住環境等の実情に応じて適切に対処すること。」

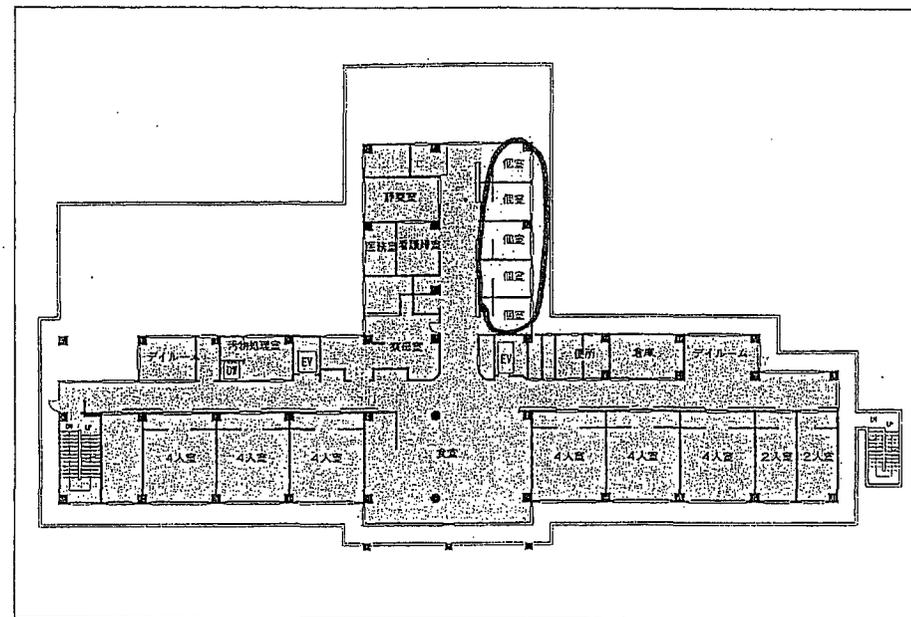
2. 審議会における主な意見

- 居住費の水準については、居住環境の違いを考慮すべきである。
- 多床室の居住費負担は光熱水費相当（1万円）のみとなっているが、本来的には減価償却費相当も負担すべきではないか。
- 特別養護老人ホームの従来型個室やユニット型個室には、これまで定率の国庫補助が入っており、この点についての勘案が必要ではないか。
- 老人保健施設は、他の2施設と比較すると、平均在所日数も短く入退所も頻繁である。従来型個室の介護報酬設定においては、そうした点も配慮してほしい。
- 介護報酬から控除する居住費は一律の額としても、実際に居住費として利用者に負担してもらう額は地域や施設によって異なってくる。この点を利用者や介護施設によく理解してもらうようにする必要がある。

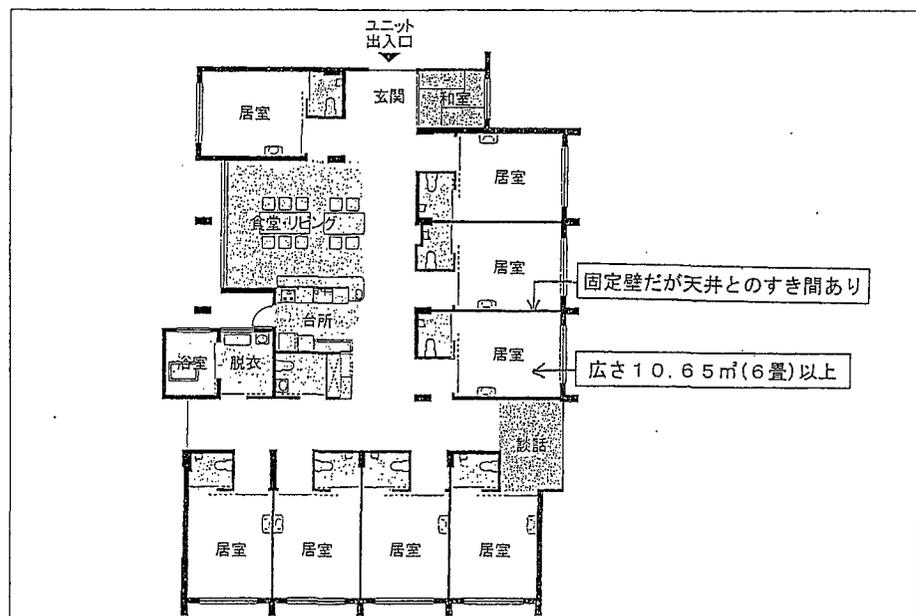
①ユニット型・個室



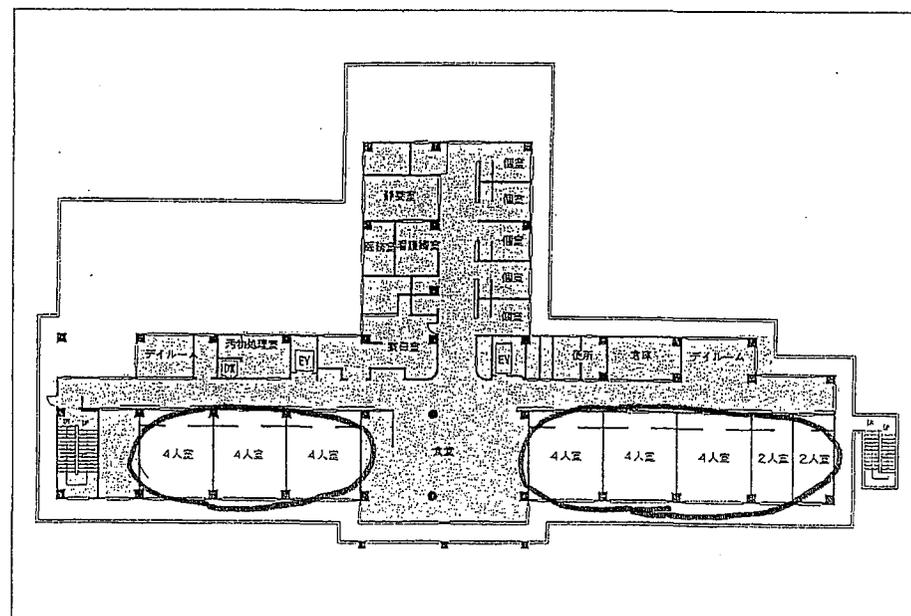
③従来型・個室



②ユニット型・準個室



④従来型・多床室



○ 介護老人保健施設及び介護療養型医療施設のユニット型個室の基準については、介護老人福祉施設のユニット型個室の基準並びとする。

※ 介護老人福祉施設のユニット型個室に係る基準

【設備に関する基準】

①ユニット

○居室と共同生活室によって一体的に構成される場所（ユニット）を単位として構成。

○居室：・定員は1人とする。

・ユニットの共同生活室に近接して一体的に設置。

・ユニットの入居定員は、概ね10人以下。

・床面積は13.2㎡以上。

○共同生活室：床面積は、2㎡×当該ユニットの入居定員以上。

○洗面設備・便所：居室ごと又は共同生活室ごとに適当数設置。

○浴室：要介護者が入浴するのに適したものとする。

②廊下幅 1.5m以上（中廊下1.8m以上）

※ 廊下の一部の幅を拡張し、入居者、従業者等の円滑な往来に支障が生じないと認められることが必要（そうでない場合には、一般の介護老人福祉施設と同じ1.8m以上（2.7m以上））

【運営に関する基準】

○介護、食事等、適切なユニットケアを行うための基準 等

○ 介護保険3施設のユニット型準個室の基準については、居室の面積、居室間を隔てる壁について、一定の基準緩和を行う。

○ 完全な個室と準個室との比較

	完全な個室	準個室
居室面積	13.2㎡以上	10.65㎡以上
居室間を隔てる壁	○壁は天井との間で隙間なし。 ○可動ではない。	○壁上部が天井から一定程度あいていても可。※ 視線の遮断が前提。 ○可動ではない。 ※ プライバシー確保のために適切な素材であることが必要。

<参考資料2> 介護保険三施設における居住費用

(単位：円)

		ユニットケア 個室	個室	多床室
介護老人福祉 施設	合計	67,794	53,931	46,248
	減価償却費	49,071	37,688	32,319
	光熱水費	18,723	16,243	13,929
介護老人保健 施設	合計	—	60,509	52,878
	減価償却費	—	44,428	38,825
	光熱水費	—	16,081	14,053
介護療養型医 療施設	合計	—	63,936	56,483
	減価償却費	—	50,827	44,902
	光熱水費	—	13,109	11,581

※1 現在集計中の介護事業経営概況調査（平成16年10月実施）のうち、居住費用についてのみ特別に集計したもの。（速報値であり、数字は精査中）

※2 介護老人福祉施設については国庫負担補助取り崩しを除かない分

※3 減価償却費、光熱水費には食事サービス部門を含んでいる。

<主な論点>

(2) 介護施設の「従来型個室」については、現行の負担状況等を勘案して、経過措置などの配慮が必要ではないか。

1. 基本的な考え方

○ 「従来型個室」については、従来の実態等を勘案して、次の経過措置を講ずることが考えられる。

①既入所者について

対象者の範囲：従来型個室の既入所者のうち、過去1月間（従来型個室に入所している期間が1月に満たない時は、当該入所期間）にわたり、特別な室料を支払っていない者

介護報酬：多床室と同額の報酬を適用。

利用者負担：光熱水費相当

特別な室料：支払いを求められない。

②新規入所者について

対象者の範囲：①感染症や治療上の必要など、施設側の事情により一定期間（30日以内）個室の入所が必要な場合

②居住する居室の面積が一定以下である者

③著しい精神症状等により、多床室では同室者の心身の状況に重大な影響を及ぼすおそれが高く、個室以外での対応が不可能である者

介護報酬：多床室と同額の報酬を適用。

利用者負担：光熱水費相当

特別な室料：支払いを求められない。

※ 上記の経過措置は、実施状況等を踏まえ、平成21年度の介護報酬改定時に改めて検討するものとする。

2. 審議会における主な意見

○ 従来型個室は、これまでの経緯があり、今日のユニット型個室とはかなり異なる。現行でも室料を徴収していないところもあり、何らかの経過措置が必要ではないか。

○ 特養の個室については、これまでの経緯も踏まえ、多床室と同様の取り扱いで対応してほしい。

○ 激変緩和という趣旨もあるかも知れないが、年金給付との調整という趣旨からすれば、従来型個室の経過措置は本来不要なはずである。

Ⅱ. 食費について

<主な論点>

(1) 「食費」に係る負担額についてどう考えるか。

1. 基本的な考え方

- 「食費」に係る費用実態については、より直近のデータに基づいて算出すると、介護三施設平均で月額4.2万円（従来：4.8万円）となる。

(参考) 参・確認質問 (抄)

(問) 厚生労働省は食費4万8千円という水準を示してきた。今後具体的な介報酬を議論する際はより直近の実態を反映したデータを使うべきではないか。

(答) 食費、居住費の水準については、平成14年3月の介護事業経営実態調査のデータを参考し設定したものであるが、現在平成16年9月時点の調査結果を集計しているところであり、今後介護報酬を議論する際には、このデータを基に、より実態にあった水準となるようにしたい。

- この場合、介護施設によって食費の費用実態が異なる状況を踏まえ、制度見直し後の利用者負担の設定についてどう考えるかが論点となる。

入所者が一定所得以上の場合、食費は全額利用者負担であり、その額は契約によって決まるため、介護施設によって負担額は異なり得る。

これに対して、低所得者の場合は、利用者負担軽減の観点から「補足給付」という形で保険給付を行われるが、その保険給付額を決める「基準費用額」については、介護三施設共通した金額（月額4.2万円）とすることが適当と考えられる。

<問題状況>

1. 現行制度においては、「食費」に係る「利用者負担」及び「保険給付額」は、介護三施設共通の基準で定められている。

2. 制度見直し後

ア. 一定所得（第4段階）以上の場合

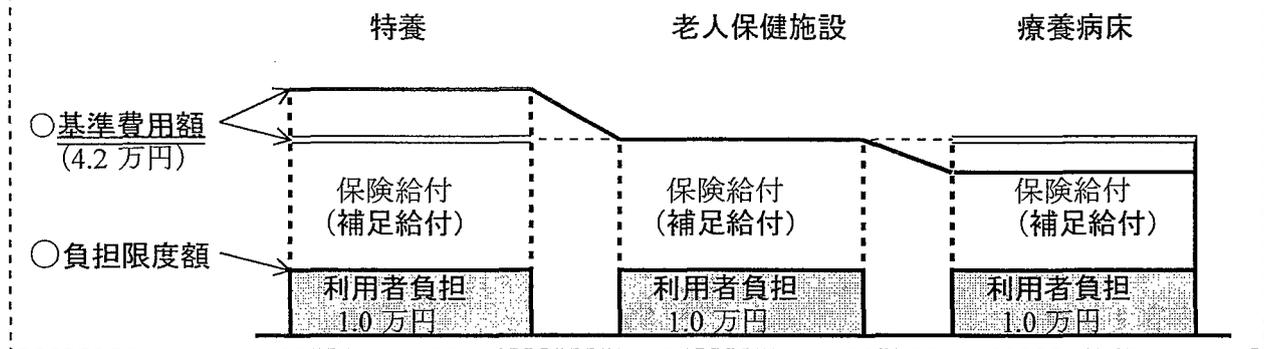
「食材費＋調理費用相当」は全額利用者負担となり、その具体的な金額は、各施設と利用者の契約によって設定される。

イ. 低所得者（第1～3段階）の場合

「食材費＋調理費用相当」の利用者負担について、「負担限度額」を設定し、『基準費用額－負担限度額』を保険給付（補足給付）する仕組み。

→ 「基準費用額」を三施設共通とするか、異なる金額とするか。

(参考) 補足給付の仕組み <第1段階の例>



2. 審議会における主な意見

- 現行の基本食事サービス費（2, 120円/日・人）は、在宅での食事サービスなどと比較するとかなり高い水準である。現行でも実際のコストとの間に差が生じている。
- 介護保険三施設の食費に関するコスト構造を見ると、材料費等においてかなりの差があることを考慮すべきではないか。
- 食費の利用者負担（低所得者以外）については、施設によって4.2万円より高くしたり、逆に低くしたりすることができる。この点について現場で誤解があるので、よく周知する必要がある。